

策定年月	令和5年1月
見直し年月	令和 年 月

麦・大豆国産化プラン

産地名：本別町

(作成主体：本別町農業協同組合)

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

(1) 麦類

① 作付・生産実績

年産	品種	作付	反収	生産量	製品	製品率
2	きたほなみ	1,357.37	非公表			
	ゆめちから	324.84				
合計						
年産	品種	作付	反収	生産量	製品	製品率
3	きたほなみ	1,395.08	非公表			
	ゆめちから	307.33				
合計						
年産	品種	作付	反収	生産量	製品	製品率
4	きたほなみ	1314.04	非公表			
	ゆめちから	303.00				
合計						
※「きたほなみ」は、JA一般集荷分						
※「ゆめちから」製品数量は、経営所得安定対策データより						

② 課題と課題解決に向けた取り組み方針

課題 作付面積は安定しているが、天候による作柄変動による収量性の不安定性。

課題解決 土づくり・施肥改善・肥料農業の低減により生産性の向上を図り、スマート農業推進により安定生産の確立と需要の拡大を目指す。

(2) 大豆(黒大豆除く)

① 作付・生産実績

年産	作付	反収	生産量	農協在庫	在庫率
2	367.48	非公表			
3	464.63				
4	475.99				
※大豆は、JA集荷分					

② 課題と課題解決に向けた取り組み方針

課題 生産費上昇を補う栽培技術確立、収穫体系の整備が必要である。

課題解決 土づくり・肥料農業の低減により生産性の向上を図り、スマート農業推進により安定生産の確立と需要の拡大を目指す。更に産地生産基盤パワーアップ事業で、大豆用コンバインアタッチメント導入により、生産性の向上と国産化のニーズに応える体制を図る。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

2. 産地(本別町)と実需者との連携

方針(麦)

(1) 麦類

① 契約・取引について

- ・小麦については、民間流通麦取り扱い要領に基づき、播種前契約の遵守と収穫前入札・相対取引により、収穫前には、取引が成立している。
- ・JAを指定した販売は、共同計算販売の公平性や、実需への流通ロットなどにより行っていないことから、道産小麦の販売内容等については、「販売予定実需者一覧」としてホクレンから報告を受けたものを提示する。

1. 生産

基本技術の励行とともに、スマート農業など先進的な農業技術の導入、また新品種の普及促進により安定供給を実現する。

2. 消費

実需者とのパートナーシップを強化し、相互理解を深化することにより、バリューチェーン全体で道産麦の価値創造を実現する。

3. 流通

流通の現状を改善し、生産量の増加に応じた流通体制を実現する。

大手製粉メーカー

～広い視野、面(マス)～

- 国内麦の生産振興と使用数量の増加に向けた連携強化。
- 民間流通麦の基本原則(内麦優先、播種前契約、単年度需給、一定の幅)の考え方の共有。
- 計画的出荷および消費地保管の実施(効果的な産地在庫の軽減に向けた連携)。
- 大手2次加工メーカーを巻き込んだ消費トレンドの形成を目指す。

北海道産麦コンソーシアム

～きめ細かな視点、点(ニッチ)～

- 3社の特徴を生かした協業化や安定供給体制の構築による需要の創出、道産麦使用比率の上昇を目指す。
- 地産地消など、産地と一体化した取り組みを支援。
- 2次加工メーカーの動向や産地情報等、情報共有プラットフォームの確立。
- 新品種の品質評価・普及計画の共有および2次加工メーカーへの展開・ブランディングを目指す。

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

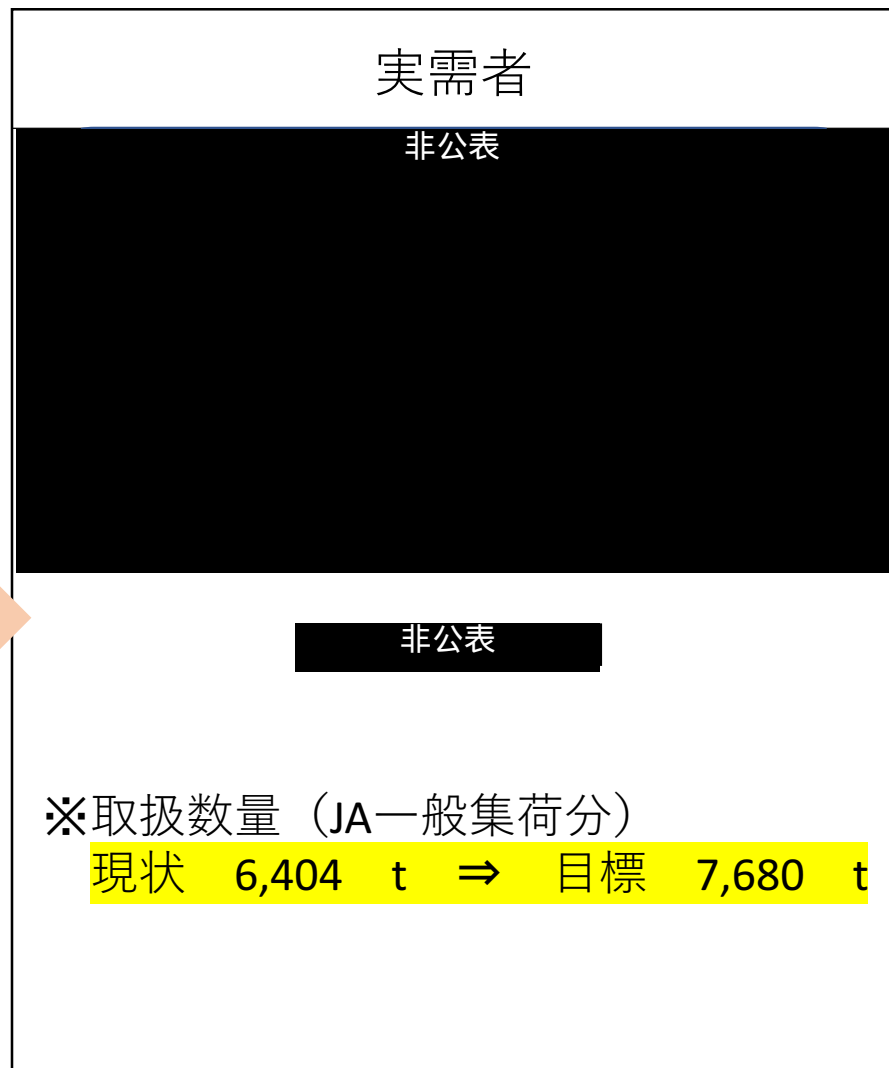
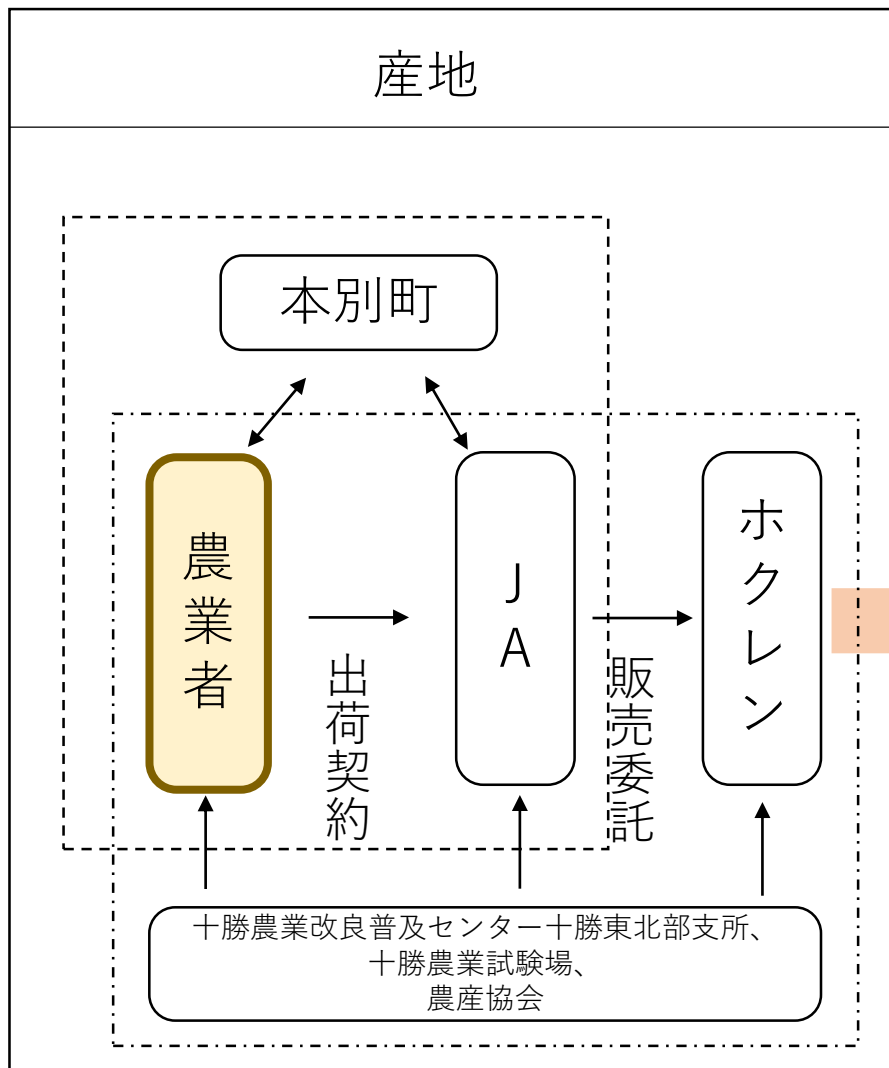
※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

2-産地と実需者との連携方針(麦)

○連携体制



※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

2. 産地と実需者との連携方針(大豆)

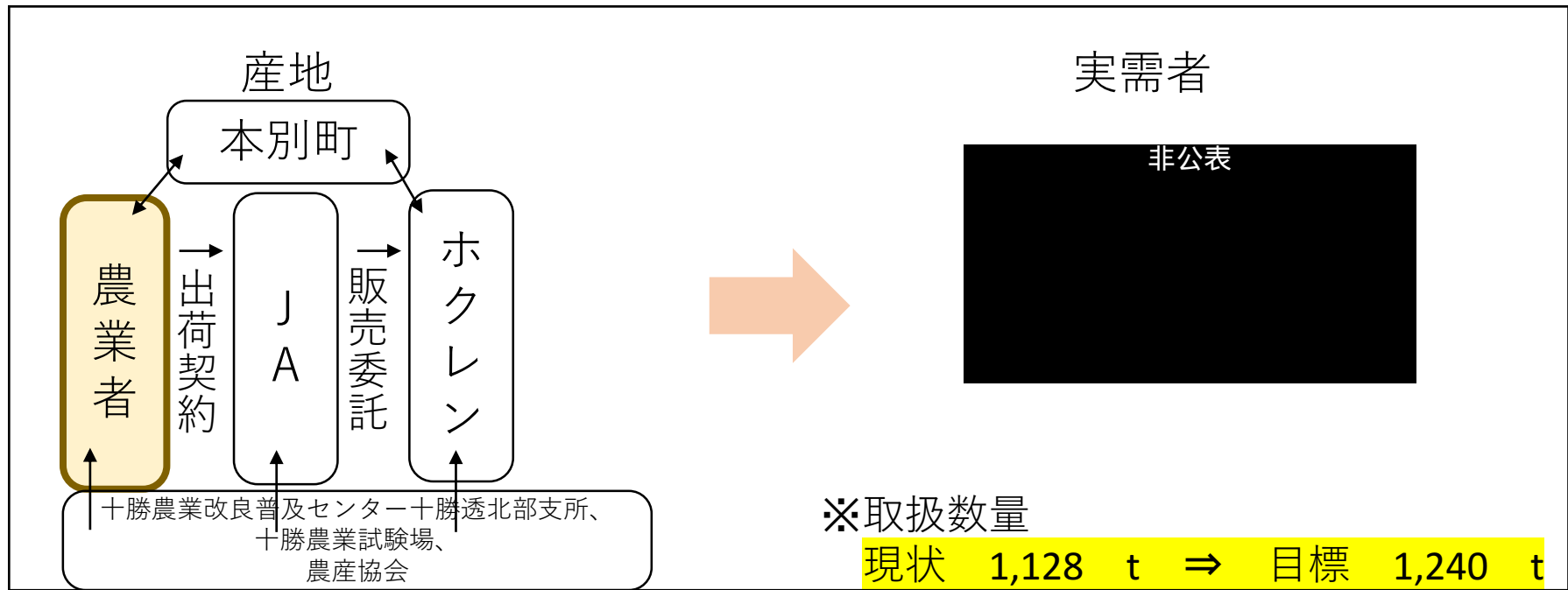
(2)大豆

①契約・取引について

- ・大豆については、播種前4月より出荷契約を行い、全道集計数量に対し、実需者より契約栽培の取りまとめを実施する。
- ・実需からの希望数量に対して、産地受託は同年9月に行われることから、過去3か年の取組実績を提示する。

②契約栽培過去実績について

年産	取扱	委託先	実需	数量(俵)	年産	取扱	委託先	実需	数量(俵)	年産	取扱	委託先	実需	数量(俵)
2年産	共計	ホクレン	非公表	1,500	3年産	共計	ホクレン	非公表	300	4年産	共計	ホクレン	非公表	1,320
	共計	ホクレン		660		共計	ホクレン		660		共計	ホクレン		500
	共計	ホクレン		600		共計	ホクレン				共計	ホクレン		830
合計				2,760	合計				960	合計				3,310



※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割

(1) 麦類

①令和5年産指標面積 2,100 ha(令和4年12月23日地区畑対にて)

②国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割

【JA】

- ・需要に応じた品種の作付けを行う。
- ・販売部、営農部と連携し、作付誘導と営農指導の拡充を図り、小麦の安定生産に取り組む。

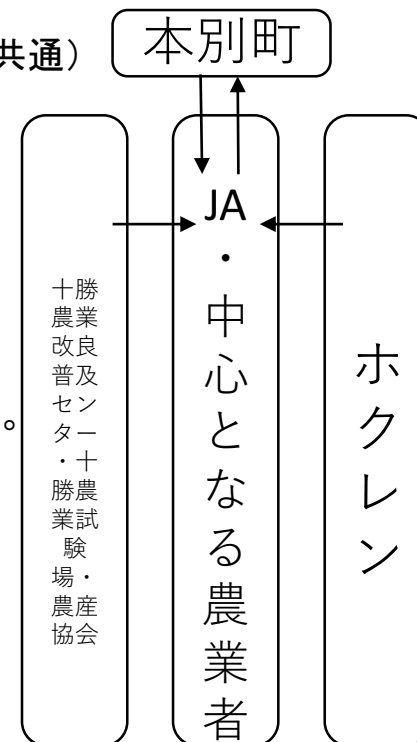
【ホクレン及び集荷業者】

- ・国産小麦の需要拡大に向けた取り組みや、生産拡大に伴う農協サイロの有効利用と、流通在庫対策の充実を図ることによる産地費用負担の適正化と、実需へ安心して道産小麦を使用継続することの出来る仕組みづくり。

【実需者】

- ・産地事情の理解と、国産小麦のPR・商品化・使用比率の拡大。
- ・早期引き取り実現に向けた備蓄機能の拡充。

(麦類・大豆共通)



(2) 大豆

①令和5年産指標面積 656 ha(令和4年12月23日地区畑対にて)

②国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割

【JA】

- ・需要に応じた作付の拡大(令和8年産に向けて165haへの作付維持または拡大推進)
- ・販売部、営農部と連携し、作付誘導と営農指導の拡充を図り、大豆の安定生産に取り組む。

【ホクレン及び集荷業者】

- ・豆腐用途向けユーザーを主体とした契約栽培・産地指定拡大への取組(輸入代替)。
- ・生産拡大に伴う集約保管倉庫の確保と、新規共同保管施設の検討。

【実需者】

- ・産地事情の理解と、国産大豆のPR・商品化・使用比率の拡大。
- ・新たな大豆需要の創出(大豆ミートなど)による市場拡大。

※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。